

説明資料

(事業性に着目した融資を促進するための
制度や実務のあり方に関する検討)

金融審議会総会
令和4年9月30日

事業成長担保権（仮称）にかかる足元の動き

<新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）>

VI. 個別分野の取組

4. 金融市場の整備

（5）事業性融資への本格的かつ大胆な転換

D XやG X等に伴う産業構造の変化が生じている中、工場等の有形資産を持たないスタートアップ等にとっては、不動産担保や個人保証なしに融資を受けることは難しく、また、出資による資金調達だけでは経営者の持分が希薄化するため、成長資金を経営者の意向に応じて最適な方法で調達できるよう環境整備することが必要である。

こうした観点から、金融機関には、不動産担保等によらず、事業価値やその将来性といった事業そのものを評価し、融資することが求められる。スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度を創設するため、関連法案を早期に国会に提出することを目指す。

<骨太方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）>

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

（3）スタートアップ（新規創業）への投資（抜粋）

加えて、保証や不動産担保に依存しない形の融資への見直しや事業全体を担保とした成長資金の調達を可能とする仕組みづくり等を通じて、成長資金の調達環境を整備する。

<規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）>

5. 個別分野の取組

<スタートアップ・イノベーション>

事業成長担保権の創設・整備について

金融庁及び法務省は、資金提供・調達の充実がスタートアップや事業の成長・促進における喫緊の課題であることを認識・把握し、融資における新たな選択肢として不動産担保によらない成長資金の提供への利活用が期待される、「事業成長担保権」を始めとした事業全体を担保とする制度について、相互に積極的に連携して検討を進め、早期に一定の結論を得る。

なお、事業全体を担保とする制度の整備に係る検討の結論を得次第、金融庁は、金融機関と融資先である事業者が事業価値の維持や向上に向けて緊密な関係を構築できるよう、制度の適切な活用・運用による成長資金の提供促進に必要な環境の整備を行う。

事業成長担保権（仮称）の経緯と概要

- 法務省が、担保法制の見直しに向けた議論を2021年4月より開始（金融庁も幹事として参加）。
- 論点の1つが、無形資産を含めた事業全体に対する担保制度の検討。
- 金融庁も「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」において「事業成長担保権（仮称）」の検討を進め、その成果を「論点整理」としてとりまとめ（2020年12月公表、2021年11月改訂）
- 金融機関が不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするよう、事業全体を担保に金融機関から資金を調達できる制度の実現を目指す。

現在の担保法制の課題

個別資産に対する担保権

- ・担保権の対象は土地や工場等の有形資産が中心（ノウハウ、顧客基盤等の無形資産が含まれず、事業価値と乖離）
- ・事業価値への貢献を問わず担保権者が最優先

【課題1】

不動産等の担保がない先への融資が困難

- ・スタートアップ等の資金調達に支障（有形資産に乏しい）

【課題2】

融資先のモニタリングや経営改善支援につながらない

- ・貸出先の事業改善・再生の着手が遅れるおそれ（不動産担保や個人保証による価値に目が向きがち）

目指すべき姿

事業全体に対する担保権を創設

- ・担保権の対象は無形資産を含む事業全体（ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も含まれ、事業価値と一致）
- ・事業価値の維持・向上に資する者を最優先（商取引先や再生局面の貸し手等を十分に保護）

【方向性1】

無形資産を含む事業の将来性に着目した融資を促進

- ・創業・第二創業を容易に

【方向性2】

融資先のモニタリングや経営改善支援を促進

- ・経営者保証等に依存せず、事業のモニタリングに基づく経営悪化時の早期支援を実現（早期支援は担保価値の維持・向上にもつながる）